

令和3年度 第4回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和4年3月24日(木) 13:30~15:00

2. 開催場所

岐阜県水産会館 第三会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 10名

4. 議事事項

議第12号 しじみ漁に関する委員会指示について

議第13号 増殖指示数量の基本方針の一部変更について

議第14号 令和4年増殖指示数量の一部変更について

議第15号 遊漁規則の一部変更について

議第16号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について

5. 議事の経過

別添のとおり

## 会 議 録

発 言 者	発言内容
<b>開会</b>	
事務局	本委員会定数13名中10名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会長	議事録署名者を依頼。
<b>【議第12号】 しじみ漁に関する委員会指示について</b>	
事務局	令和2年12月1日付で施行された漁業法の一部改正に伴い、岐阜県漁業調整規則が改正され、改正調整規則では、第4条において知事許可漁業の規定が追加されたところ。県内一部漁場において、調整規則第21条第1項の小型機船底びき網漁業に該当する漁法が行われている可能性があることから漁場利用の適正化を図るため、その実態把握のため、漁業法第120条第1項の規定により当委員会がしじみ漁の届け出に関する委員会指示をするもの。
原案のとおり承認された。	
<b>【議第13号】 増殖指示数量の基本方針の一部変更について</b>	
事務局	<p>令和3年12月24日の第3回漁場管理委員会において、参考人より発言のあった「四季を通じた柔軟な稚魚放流を実施したく、稚魚サイズ10gの撤廃を要望する。」との意見を審議するもの。</p> <p>稚魚サイズについては、従来、稚魚放流は10gという基準を設けているものの、秋に稚魚放流する場合、サイズが小さすぎるとのご意見があったため、稚魚サイズは何グラムが適正であるか、既存の知見等を調査した。</p> <p>その結果、事務局案としてあまご・やまめ、いわなにおいて、10g以下から35g以下への変更を提案。これは、専門家の意見を踏まえたものであり、専門家より説明を依頼。</p>
専門家	秋放流は、台風の後放流するため、放流した魚が増水で流失する危険性を減らせる。また禁漁後に放流することで、放流後直ちに採捕される、いわゆる成魚放流とみなされかねない放流と区別できる。また、溪流釣りの体長制限は、多くの県で全長15cmとしており、水産庁の事業でも、溪流釣りの釣獲対象は全長15cm以上を成魚としている。このため、全長15cmを体重に換算した34.3gを稚魚と成魚の境として考えることは一定の妥当性があるといえる。このため、提案としては35g以下を稚魚放流としてはどうか。
事務局	以上の説明も踏まえ、放流サイズは各漁業協同組合の放流時期や購入先によって柔軟に対応できるように、成魚放流とみなされない大きさである体重35g以下を提案。

委員	<p>15cmの平均値が35gということは、体長15cmで35g以上が半数存在するということである。柔軟に対応できるように基準を設けるのであれば、体長15cmの魚が全て網羅できる40g以下の方が幅を持たせることができるため、良いのではないか。</p> <p>秋放流を実施している漁業協同組合より、実際の放流サイズを聞きたい。</p>
参考人	<p>当漁業協同組合は9月中旬に稚魚放流を実施しているが15g以下である。これは養殖業者に摂餌抑制をお願いしていることもあるため、通常の飼育管理をすれば20g程度となると想定される。このため、35gで問題ないと感じる。</p>
委員	<p>現場として、障害とならないのであれば、35g以下でよい。</p>
<p>原案のとおり承認された。</p>	
<p><b>【議第14号】 令和4年増殖指示数量の一部変更について</b></p>	
事務局	<p>令和3年12月24日開催の当漁場管理委員会で審議した議第11号「令和3年放流実績及び令和4年増殖指示数量について」において決定した令和4年増殖指示数量の一部を変更するもの。</p> <p>内共第34号の土岐川漁業協同組合のワカサギ卵について令和3年12月24日は0粒としていたものを106万粒とするものです。</p> <p>変更理由については、令和元年10月15日付、土岐川漁業協同組合の増殖指示数量の減免要望書によると令和3年度までワカサギ卵の指示数量を0粒と要望しており、令和4年4月1日より従来の指示数量（120万粒）に戻した上で、令和4年の特例措置により12%減量するもの。</p>
<p>原案のとおり承認された。</p>	
<p><b>【議第15号】 遊漁規則の一部変更について</b></p>	
事務局	<p>漁業法第170条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第170条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと。」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること。」が認可要件。申請漁業協同組合は、根尾川筋、津保川、馬瀬川上流、宮川下流、丹生川の5漁業協同組合</p> <p>○各漁協遊漁規則の変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業権番号内共第8号、根尾川筋漁業協同組合</li> </ul> <p><b>【変更内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. あゆ友釣りにおいてリールを使用できる区域の拡大</li> <li>2. 禁止区域の廃止、新設</li> <li>3. 遊漁証の購入手法に「オンラインシステム」の導入</li> </ol>

**【変更理由】**

1. 区域を拡大することで遊漁者が利用しやすい漁場にし、遊漁者の増加を図るため。
2. 資源回復を目的に禁止区域を設定したが、資源回復が認められるため、禁止区域を解除するもの。また、新たに資源回復を目的に禁止区域を設定するもの。
3. 遊漁者の利便性を高めるため。

**【妥当性】**

1. 実状にあわせ是正するもの。行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではない。
2. 行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではない。
3. 遊漁者の利便性を高める取り組みである

・漁業権番号内共第19号津保川漁業協同組合

**【変更内容】**

1. 禁止区域の新設  
津保川支流小笹谷川の本川及び支派川全域を新たに禁止区域とする。

**【変更理由】**

1. 資源回復を目的に禁止区域を設定するもの。

**【妥当性】**

1. 行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではない。

・漁業権番号内共第32号、馬瀬川上流漁業協同組合

**【変更内容】**

1. 遊漁承認証の交付に係るオンラインシステムの導入

**【変更理由】**

1. 遊漁者の利便性を高めるため。

**【妥当性】**

1. 遊漁者の利便性を高める取り組みである。

・漁業権番号内共第37号、第44号、第45号宮川下流漁業協同組合

**【変更内容】**

1. あゆ遊漁料の増額  
アユの日釣り遊漁料を現行の2,000円から2,500円に、年釣り

遊漁料を現行の10,000円から12,000円に、現場加算料を現行の2,000円から2,500円に変更するもの。

2. 遊漁料減免対象の拡大

アユの遊漁料無料を現行の中学生以下から高校生以下に、雑魚の遊漁料無料を現行の中学生以下から高校生以下に変更するもの。

【変更理由】

1. 増殖経費の確保のため。
2. 遊漁者を増やすため。

【妥当性】

1. 申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を基に算出した限度額以下である。
2. 遊漁者を増やすための取り組みである。

・漁業権番号内共第42号、第43号丹生川漁業協同組合

【変更内容】

1. 遊漁料の額の変更

アユの日釣り遊漁料を現行の1,500円から2,000円に、年釣り遊漁料を現行の6,000円から10,000円に、現場加算料を現行の1,500円から2,000円に変更するもの。

女性、心身障害者（身体障害者手帳3級又は療育手帳の所持者）のアユの日釣り遊漁料を現行の750円から1,000円に、年釣り遊漁料を現行の3,000円から5,000円に、現場加算料を現行の1,500円から2,000円に変更するもの。

【変更理由】

1. 増殖経費の確保のため。

【妥当性】

1. 申請された遊漁料の額は、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用を基に算出した限度額以下である。

「意見及び異議なし」で答申することを決定。

(答申文案)

岐漁管委第21号 令和4年3月24日 岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 酒向 貞夫

第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について (答申)

令和3年3月23日付け里川第467号で諮問のありました標記については、意見及び異議はありません。

【議第16号】揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について

事務局	<p>揖斐川上流部における水産動物の採捕禁止の委員会指示について、水産資源の繁殖保護に資する調査研究のため徳山ダム管理所長及び摂南大学農学部応用生物科学科長より申請があり、その是非について審議するもの。</p> <p><b>【申請内容概要】</b></p> <p>1. 徳山ダム管理所  適用除外する委員会指示事項：揖斐川上流部における魚類の採捕禁止  採捕する水産動物の種類及び量：  採捕禁止区域内に生息する魚類 10,000 尾以内  採捕する区域：  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揖斐川町塚奥山地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川</li> <li>・ 揖斐川町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川</li> </ul> 採捕の期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで  漁具及び漁法：投網、タモ網、定置網、(潜水観察)</p> <p>2. 摂南大学農学部応用生物科学科  適用除外する委員会指示事項：揖斐川上流域における魚類の採捕禁止  採捕する水産動物の種類及び量：  採捕禁止指示区域に生息する魚類 (1,000 尾以内)  採捕する区域：  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揖斐川町（旧藤橋村）塚奥山地区の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支流。</li> <li>・ 揖斐川町（旧藤橋村）門入地区の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷川、黒谷及びその支流</li> </ul> 採捕の期間：令和4年4月1日から令和4年12月31日まで  漁具及び漁法：竿釣り、エレクトロフィッシャー</p> <p><b>【申請業務の概要】</b></p> <p>1. 徳山ダムの湛水化以降の生物相の把握と、湛水が魚類に及ぼす影響に関する調査であり、平成15年から継続実施されている。昨年の申請内容から採捕従事者の一部が転勤等により変更となっており、採捕方法は、投網、たも網、定置網になっている。申請者は、漁場管理委員会指示の適用除外申請の他に、徳山ダム湖、他の支流を調査対象としており、徳山ダムから上流の区域を対象に岐阜県漁業調整規則第44条に規定する特別採捕許可を知事に申請している。</p>
-----	--

	<p>2. 本州中部以西に分布する溪流魚など在来魚類の分布・個体群調査を今年度から実施する。漁場管理委員会指示の適用除外申請の他に、他の支流を調査対象としていることから、岐阜県漁業調整規則第44条に規定する特別採捕許可を知事に申請している。</p> <p><b>【妥当性】</b></p> <p>1及び2. 本委員会指示は、徳山ダム建設に伴って自由漁場となった当該漁場において、水産資源が著しく減少するといった事態が生じたことから、平成15年から、保護すべき箇所を選定し水産動物の採捕禁止を指示したもの。本申請による調査は今後、当該漁場に漁業権を設定することになった場合に、漁場計画策定に係る科学的根拠になりうるものである。また、採捕魚等については全て放流することとしており、水産資源に悪影響を与えるものではない。</p>
<p>適応除外申請を認めることを可決。</p>	
<p>閉会</p>	<p>会長が挨拶し、閉会を宣言。</p>